

アスベスト対策に関する調査の勧告に対する改善措置状況

(2回目のフォローアップ)の概要

〔調査の実施時期等〕

- 1 実施時期 平成18年8月～19年12月
- 2 調査対象機関 内閣府、宮内庁、国家公安委員会(警察庁)、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、防衛省

〔勧告日及び勧告先〕 平成19年12月11日 総務省、文部科学省、厚生労働省、国土交通省、環境省

〔回答年月日〕 総務省 平成20年10月2日、文部科学省 平成20年9月29日、厚生労働省 平成20年10月8日、
国土交通省 平成20年10月7日、環境省 平成20年10月2日

〔その後の改善措置状況に係る回答年月日〕

総務省 平成22年3月5日、文部科学省 平成22年3月10日、厚生労働省 平成22年3月10日、
国土交通省 平成22年3月10日、環境省 平成22年3月10日

〔行政評価・監視の背景事情等〕

- アスベスト(石綿)は、耐熱性、防音性等の特性を持っていることから建築材料や各種の工業製品等に幅広く使用されてきたが、吸入した場合、肺がん、中皮腫等の健康被害を生じるおそれあり。
- 平成17年7月、全国のアスベスト関連業者において、アスベストが原因とみられる死亡従業員数が公表され、アスベストを使用する工場の周辺住民にも死亡者が発生していることが明らかになったことから、アスベストによる健康被害が社会問題化。
- 国は、アスベスト問題の発生を受け、平成17年7月、アスベスト問題に関する関係閣僚による会合(以下「関係閣僚会合」という。)を開催し、「アスベスト問題への当面の対応」(平成17年7月29日関係閣僚会合。以下「当面の対応方針」という。)を取りまとめ、吹付けアスベスト使用実態調査等の実施による実態把握の強化等を図ることを決定。また、17年12月、「アスベスト問題にかかる総合対策」(平成17年12月27日関係閣僚会合。以下「総合対策」という。)を取りまとめ、今後の被害を未然に防止するため、既存施設におけるアスベストの除去、解体時等の飛散・ばく露防止、廃石綿等の適正処理等を進めることを決定。
- この調査は、アスベストによる健康被害の拡大の防止に資する観点から、アスベスト使用実態調査の実施状況、実態把握後のばく露防止対策等の実施状況、廃石綿等の排出事業者に対する立入検査の実施状況等を調査し、関係行政の改善に資するために実施。

勧告要旨	関係省が講じた改善措置状況
<p>1 使用実態調査の充実等</p> <p>(1) 使用実態調査における調査対象範囲の設定状況</p> <p>総務省及び国土交通省は、使用実態調査において調査対象とされていない建築物及びアスベスト含有吹付け材があったことを踏まえ、アスベスト使用建築物の実態把握を充実させることとし、次の措置を講ずる必要がある。</p> <p>① 国土交通省は、床面積1,000㎡未満の民間建築物及び平成2年以降に施工された民間建築物について、的確かつ効率的な把握方法を検討すること。</p> <p>② 国土交通省は、吹付けバーミキュライト及び吹付けパーライトの飛散性に関する研究を推進すること。また、総務省及び国土交通省は、その結果を踏まえ、飛散させるおそれがあることが明らかとなった場合は、相互に連携して、それらの使用状況の的確かつ効率的な把握方法を検討すること。</p> <p>(説明)</p> <p>○ 関係各省は、当面の対応方針に基づき、国の建築物(国土交通省)、地方公共団体施設(総務省)、学校施設等(文部科学省)、病院(厚生労働省)、社会福祉施設等(厚生労働省)、民間建築物(国土交通省)を対象として、平成17年7月から11月にかけて、都道府県等を通じてアスベスト使用実態調査を実施。</p> <p>○ 調査対象建築物の面積、施工時期をみると、次のとおり、民間建築物については、その数が多いことなどから、おおむね床面積1,000㎡以上、平成元年までに施工された建築物に限定。</p> <p>民間建築物調査の対象となった建築物数は約25万棟であるが、1,000㎡未</p>	<p>→：「回答」時に確認した改善措置状況</p> <p>⇒(ゴシック)：「その後の改善措置状況」時に確認した改善措置状況</p> <p>(国土交通省)</p> <p>→①② i) 延べ面積1,000㎡未満の民間建築物についての的確かつ効率的な把握方法(対象建築物のスクリーニング(ふるい分け)の方法及び簡便な判定方法の検討、調査マニュアルの作成等)、ii) 吹付けバーミキュライト及び吹付けパーライトの飛散性についての検討(実際に吹付けバーミキュライト等が施行されている建築物における石綿濃度測定、分析結果を踏まえた施策展開の方向等)を実施すべく、平成20年度予算において所要の調査費を計上し、調査主体の公募手続に入る予定。</p> <p>なお、延べ面積1,000㎡未満の民間建築物のうち、吹付けアスベストが露出している可能性が高い用途、構造の建築物等については、上記の調査に先行して特定行政庁に対し実態調査を要請する予定。</p> <p>⇒① 延べ面積1,000㎡未満の民間建築物についての的確かつ効率的な把握方法については、平成20年度「アスベスト含有建材飛散性調査及び使用実態調査」の結果を受け社会資本整備審議会建築分科会アスベスト対策部会において検討を行った結果、アスベストに関する規制の強化や業界による自主的な取組が行われた時期や、未成年が長く滞在する、災害時の緊急利用が求められるといった用途に着目して対策を講じる建築物に優先順位を設定する考え方が示された。</p> <p>延べ面積1,000㎡未満の民間建築物及び平成2年以降0.1%規制が行われた平成18年までに施工された民間建築物にも対象を拡大するとすると調査対象となる建築物は約280万棟と推計される。一方、アスベスト対策部会においては、これまで実施してきた1,000㎡以上の民間建築物に対する調査については、その多くが露出した状態でアスベストが吹付けられている建築物の数の把握といった概要調査にとどまっており、吹付けアスベ</p>

勧告要旨	関係省が講じた改善措置状況								
<p>満の小規模な民間建築物を含めると約200万棟(木造を除く民間の非住宅建築物及び共同住宅数)の民間建築物があると推定。</p>	<p>スト等が使用されている部位等について把握できていないこと、調査を行う者に求められる知識や技術に関する要件が定められていないこと、分析方法等が改正されるたびに再調査を行っており度重なる調査が負担となっていること等の課題が明らかにされ、今後のアスベスト実態調査を進めるにあたり、まず、本格実施のための建築物調査者の育成等の環境整備を行うことが重要であると指摘がなされた。このため、アスベスト対策部会での検討結果を踏まえ、国土交通省において、環境整備のうち、建築物調査者の育成、台帳の整備等について先行的に検討するとともに、アスベスト対策の費用や不動産評価への影響についても検討していく予定である。</p> <p>なお、勧告での指摘事項については、アスベスト対策部会の検討結果を踏まえた国土交通省の対応方針が決まり次第、総務省に報告することとする。また、同部会及び国土交通省の検討状況についても、適期に総務省に報告することとし、総務省から求めがあれば速やかに報告することとする。</p> <p>⇒② 吹付けバーミキュライト及び吹付けパーライトの飛散性については、平成20年度建築基準整備促進補助金事業における「アスベスト対策に資する検討」において、アスベストの含有が確認できた4サンプルについて飛散性調査を実施したところ、いずれも飛散を示す有意な結果は得られなかったが、規制対象とするかどうかの判断を行うにはサンプル数が十分ではないため、平成21年度予算においても所要の調査費を計上し、引き続き調査を継続していく。</p> <p>(総務省)</p> <p>→② 今後、国土交通省における吹付けバーミキュライト及び吹付けパーライトの飛散性に関する研究の結果を踏まえ、劣化に伴うアスベスト繊維の飛散によるばく露の危険性が明らかとなった場合は、国土交通省と</p>								
<table border="1" data-bbox="206 311 1037 515"> <tr> <td>区分</td> <td>国、地方公共団体施設、学校、病院、社会福祉施設</td> <td>民間建築物</td> </tr> <tr> <td>面積</td> <td>指定なし</td> <td>おおむね1,000㎡以上</td> </tr> <tr> <td>施工時期</td> <td>指定なし又は平成8年度以前</td> <td>昭和31年～平成元年</td> </tr> </table> <p>○ 当省が、1,000㎡未満の民間建築物42施設を調査したところ7施設において、また、平成3年に改修された施設においても、アスベストが含有されている可能性がある吹付け材の使用が判明。</p> <p>○ 調査対象アスベスト含有吹付け材の種類をみると、次のとおり、国の建築物、地方公共団体施設及び民間建築物については、劣化や損傷した場合にはアスベストを飛散させる可能性についての知見が十分確立されていない2種類を除き調査を実施。</p>		区分	国、地方公共団体施設、学校、病院、社会福祉施設	民間建築物	面積	指定なし	おおむね1,000㎡以上	施工時期	指定なし又は平成8年度以前
区分	国、地方公共団体施設、学校、病院、社会福祉施設	民間建築物							
面積	指定なし	おおむね1,000㎡以上							
施工時期	指定なし又は平成8年度以前	昭和31年～平成元年							
<table border="1" data-bbox="206 997 1055 1299"> <tr> <td>吹付け材の種類</td> <td>学校、病院、社会福祉施設</td> <td>国、地方公共団体施設、民間建築物</td> </tr> <tr> <td>吹付アスベスト、アスベスト含有吹付ロックウール</td> <td>調査対象</td> <td>調査対象</td> </tr> <tr> <td>吹付けバーミキュライト、吹付けパーライト</td> <td>調査対象</td> <td>調査対象外</td> </tr> </table> <p>○ 当省が、吹付けバーミキュライト及び吹付けパーライトが調査されていない国の建築物、地方公共団体施設及び民間建築物の計239施設を調査した結果、30施設でこれらの吹付け材の使用が判明。</p>	吹付け材の種類	学校、病院、社会福祉施設	国、地方公共団体施設、民間建築物	吹付アスベスト、アスベスト含有吹付ロックウール	調査対象	調査対象	吹付けバーミキュライト、吹付けパーライト	調査対象	調査対象外
吹付け材の種類	学校、病院、社会福祉施設	国、地方公共団体施設、民間建築物							
吹付アスベスト、アスベスト含有吹付ロックウール	調査対象	調査対象							
吹付けバーミキュライト、吹付けパーライト	調査対象	調査対象外							

勧告要旨	関係省が講じた改善措置状況
<p>(2) 使用実態調査における調査対象建築物の選定状況</p> <p>国土交通省は、使用実態調査において調査対象建築物の選定が適切に行われていない状況があったことを踏まえ、アスベスト使用建築物の実態把握を充実させることとし、次の措置を講ずる必要がある。</p> <p>① 都道府県等が把握すべき特殊法人等の建築物の対象範囲を明示すること。また、分譲集合住宅を含めた民間建築物の把握の手がかり等を都道府県等に具体的に情報提供するなど、都道府県等に対する支援に努めること。</p> <p>② 民間建築物調査において、その用途・種類を限定したことにより対象となる建築物が的確に把握されなかった具体的事例について、都道府県等に注意を喚起すること。</p> <p>③ 民間建築物調査において、施工時期等からみてアスベストが使用されている可能性が高い長期間未使用となっている民間建築物についても的確に把握している具体的事例について、都道府県等に情報提供するなど、都道府県等に対する支援に努めること。</p> <p>(説明)</p> <p>○ 国土交通省は、都道府県等に対して、独立行政法人や公益法人等の建築物も民間建築物調査の対象とするよう依頼しているが、当省が調査した40県市（15都道府県25市区）の中には、郵便局やN T T局舎を調査していな</p>	<p>相互に連携して、それらの使用状況の効果的な把握方法を検討。</p> <p>⇒② 平成20年度から引き続き行われている、国土交通省における吹付けパーミュキュライト及び吹付けパーライトの飛散性に関する調査研究の結果を踏まえ、飛散によるばく露の危険性が明らかとなった場合は、国土交通省と相互に連携して、それらの使用状況の効果的な把握方法を検討する。</p> <p>(国土交通省)</p> <p>→① 都道府県建築行政担当者会議（平成19年12月19日開催）において、勧告の内容等を都道府県担当者に周知するとともに、平成19年12月14日付け国土交通省住宅局建築指導課建築物防災対策室課長補佐、市街地建築課課長補佐連名事務連絡によりアスベスト対策に係る行政による是正指導等の状況及び補助制度活用の状況調査を実施し、当該調査の結果を踏まえて、「民間建築物における吹付けアスベストの飛散防止対策等の徹底について」（平成20年6月9日付け建築物防災対策室課長補佐、市街地建築課課長補佐連名事務連絡）により、i) 対象となる特殊法人等の建築物の範囲、ii) 対象となる分譲集合住宅の把握の方法について都道府県等に対して情報提供を実施。</p> <p>→②③ 都道府県建築行政担当者会議（平成19年12月19日開催）において、勧告の内容等を都道府県担当者に周知するとともに、「民間建築物における吹付けアスベストの飛散防止対策等の徹底について」（平成19年12月28日付け国都まち第76号、国住備第85号、国住指第3517号、国住街第210号国土交通省都市・地域整備局まちづくり推進課長、住宅局住宅総合整備課長、建築指導課長、市街地建築課長連名通知）により、i) 調査対象の「例示」を調査対象の「限定」と解したことによる調査漏れの有無を確認し漏れがあれば直ちに調査を実施すること、ii) アスベストの使用可能性が高い長期間未使用の建築物を調査対象とすることを都</p>

勧告要旨	関係省が講じた改善措置状況
<p>い县市あり（郵便局17县市、NTT局舎6县市）。</p> <p>また、分譲集合住宅についても、40县市のうち3县市において、1,000㎡以上の床面積があるか関係書類で十分確認されていないため、調査対象から漏れているものあり。</p> <p>○ 当省が調査した15都道府県のうち1都道府県では、民間建築物調査について鉄骨造の駐車場、倉庫、工場に限定して調査している市区がみられ、共同住宅、店舗、旅館・ホテル、事務所等他の民間建築物が未調査。 （当該都道府県内の1,000㎡以上の民間建築物は約42,000施設で、このうち調査対象とされたものが約10,600施設）</p> <p>○ 当省が調査した15都道府県のうち1都道府県では、廃業し長期間未使用の遊戯施設において、アスベストの劣化・損傷による問題が顕在化しているが、所有者の所在が不明であり住民等の出入りもないことから当該施設を調査対象から除外。</p> <p>(3) 使用実態調査におけるアスベスト使用の確認状況</p> <p>総務省、文部科学省、厚生労働省及び国土交通省は、使用実態調査においてアスベスト使用の有無が的確に把握されていない状況があったことを踏まえ、アスベスト使用建築物の実態把握を充実させることとし、次の措置を講ずる必要がある。</p> <p>① アスベスト使用の有無についての確認を所有者等に徹底させるよう都道府県等に助言すること。</p> <p>② アスベストが使用されている可能性があるエレベーターの昇降路等の建築設備があることを引き続き都道府県等に情報提供するなど、相互に連携して、都道府県等への支援に努めること。</p> <p>(説明)</p>	<p>道府県等に対し要請。</p> <p>⇒①②③ 平成20年10月7日付け回答により措置済みである。</p> <p>なお、民間建築物における吹付けアスベストの使用実態については、建築物防災週間の一環として年2回フォローアップを行っているが、平成19年12月28日付け通知及び平成20年6月10日付け事務連絡の発出により、調査対象建築物が、平成19年9月14日時点で253,132棟、平成20年3月14日時点で259,344棟だったものが、平成20年9月16日時点で273,266棟、平成21年3月16日時点で273,669棟、平成21年9月16日時点で274,260棟に増加するなど、調査対象建築物の把握が進んだ。</p> <p>今後も、建築物防災週間の一環として年2回（概ね3月と9月）にフォローアップを行っていく予定である。</p> <p>(総務省)</p> <p>→①② 「アスベスト対策について(依頼)」(平成20年1月22日付け自治行政局自治政策課長事務連絡)で各地方公共団体あてに以下の項目に係る依頼を実施。</p> <p>i) アスベスト使用の有無についての確認を徹底すること。</p> <p>ii) アスベストが使用されている可能性があるエレベーターの昇降路等の建築設備があるので、引き続き対策を講じること。</p> <p>iii) 空調設備の入口に冷暖房を効率的に行うために設置されている全熱交換器の中には、交換器内の熱交換用部品に形成されたアスベストが使用されているものがあり、これが劣化した場合に飛散する可能性があるため、注意が必要であること。</p> <p>また、平成20年1月22日に行われた全国都道府県財政課長・市町村担</p>

勧告要旨	関係省が講じた改善措置状況
<p>○ 当省が15都道府県に所在する使用実態調査の対象となった389施設(国の建築物75、地方公共団体施設75、学校施設等60、病院45、社会福祉施設等45、民間建築物89)について、これらの施設におけるアスベスト使用についての確認状況をみると、使用実態調査時に都道府県等から照会を受けた所有者等が、増改築された棟を確認していない又は建築物内の一部の部屋のみしか確認していないなど、建築物全体を十分確認せず回答しているものが、学校、病院および民間建築物で計6施設あり。</p> <p>この6施設について、当省が、アスベストの使用状況が確認されていない棟や部屋を調査したところ、2施設において、アスベストが含有されている可能性がある吹付け材が使用されていることが判明。</p> <p>○ また、389施設のうち、使用実態調査時に建築物内でアスベストが使用されていないと報告されていた施設について、当省が目視や設計図書等により調査した結果、3施設において、アスベストが含有されている可能性がある吹付け材を使用している箇所が判明。</p> <p>○ 国土交通省は、建築物のエレベーター昇降路内に耐火被覆材としてアスベスト含有建材が使用されている場合があるため、都道府県等に対して、民間建築物調査に当たって留意するよう指示。一方、国の建築物調査、地方公共団体施設調査、学校施設等調査、病院調査及び社会福祉施設等調査においては、都道府県等に対する指示はなし。</p> <p>○ 当省が調査した389施設のうちエレベーターが設置されている建築物は205施設。このうち、エレベーター昇降路内のアスベスト含有建材の使用状況が確認されているものが115施設、56パーセントに止まっている状況。使用状況を確認している115施設のうち4施設においてはエレベーター昇降路内にアスベスト含有吹付けロックウール等が使用されていることが判明。</p>	<p>当課長合同会議において、上記内容を周知。</p> <p>なお、「アスベストの除去状況及び今後の使用実態調査の予定に関する調査について(依頼)」(平成20年2月18日付け総行自第13号自治行政局自治政策課長通知)において、各地方公共団体に、平成20年度及び21年度以降にアスベストの使用実態調査を実施する予定箇所等について公表を前提とした調査を依頼。これは、地方公共団体のアスベスト対策の促進に資するため、公表を行うことにより、各団体において適切に対応してもらうことが目的。平成20年6月20日に調査結果を公表し、ばく露のおそれのある施設を有する等の団体に対しては、適切な対応を講じるよう要請。</p> <p>⇒①②「アスベストの除去状況及び今後の使用実態調査の予定に関する調査」の結果の送付について」(平成21年6月29日付け地域力創造グループ地域政策課長事務連絡)により、平成21年度以降にアスベスト等の使用状況を調査予定としている施設については、速やかに調査、分析等により確認を行うとともに、アスベストの使用が確認された場合には、必要な措置を講じるように各地方公共団体に対して要請した。</p> <p>なお、地方公共団体におけるアスベスト使用建築物の実態把握のため、平成20年度においても「アスベストの除去状況及び今後の使用実態調査の予定に関する調査について(依頼)」(平成21年2月24日付け総行政第41号地域力創造グループ地域政策課長通知)により、平成21年3月31日現在におけるアスベストの除去状況及び平成21年度以降の使用実態調査予定箇所について、公表を前提とした調査を依頼し、その結果を平成21年6月30日に公表した。</p> <p>(文部科学省)</p> <p>→①② アスベスト使用建築物の実態把握の充実について、以下の措置を実施。</p>

勧告要旨	関係省が講じた改善措置状況
	<p>i) 都道府県を含む調査対象全機関に対し、「学校施設等における吹き付けアスベスト等の対策状況フォローアップ調査等の結果等について」（平成20年1月22日付け19文科施第380号大臣官房文教施設企画部長通知）を通知し、アスベスト使用の有無についての確認の徹底を要請。</p> <p>また、実態把握の際に、エレベーター昇降路の吹き付け材及びアスベスト含有の可能性のある吹き付け材の確認について遺漏のないよう要請。</p> <p>ii) 各種会議において、アスベスト使用建築物の実態把握の充実について周知。</p> <p>①「公立学校施設主管課長会議」（平成20年1月15日）</p> <p>②「国立大学法人施設整備等説明会」（平成20年1月28日）</p> <p>③「都道府県・指定都市教育委員会管理事務主管部課長会議」（平成20年1月31日）</p> <p>文部科学省としては、学校施設等のアスベスト対策について、対策状況等のフォローアップ調査を継続して実施するなど、今後とも安全対策に万全を期していく。</p> <p>⇒①② アスベスト使用建築物の実態把握の充実について、以下の措置を講じた。</p> <p>i) 都道府県を含む調査対象全機関に対し、次の通知を発出し、アスベスト使用の有無について確認の徹底を要請した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「学校施設等における吹き付けアスベスト等の対策状況フォローアップ調査等の結果について」（平成20年12月25日付け20文科施第395号大臣官房文教施設企画部長通知） ・「公立学校施設等における吹き付けアスベスト等の使用実態調査の早期完了について」（平成21年6月22日付け21施施助第14号大臣官房文教施設企画部施設助成課長通知）

勧告要旨	関係省が講じた改善措置状況
	<ul style="list-style-type: none"> ・「学校施設等における吹き付けアスベスト等の使用実態調査の結果について」(平成21年7月24日付け21文科施第6199号大臣官房文教施設企画部長通知) ・「学校施設等における吹き付けアスベスト等の対策状況フォローアップ調査等の結果について」(平成21年12月21日付け21文科施第322号大臣官房文教施設企画部長通知) <p>ii) 各種会議において、アスベスト使用建築物の実態把握の充実について周知した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成20年度都道府県・指定都市教育委員会管理・指導事務主管部課長会議(平成21年1月21日) ・国立大学法人施設整備等説明会(平成21年1月26日) ・平成20年度学校法人の運営等に関する協議会(平成21年1月30日) ・平成21年度公立文教施設担当技術者連絡会議(平成21年6月18～19日) ・平成21年度公立文教施設担当職員研修会(平成21年10月7～9日) ・平成21年度学校法人の運営等に関する協議会(平成22年1月26日) ・平成21年度都道府県・指定都市教育委員会管理・指導事務主管部課長会議(平成22年1月28～29日) <p>これらの措置の結果、学校施設等における吹き付けアスベスト等使用実態調査の対象機関のうち、調査を完了した機関は、141,859機関(平成21年10月1日時点、調査対象機関数144,344機関)となっている。調査対象機関に占める割合について、前回調査(平成21年3月31日時点、調査対象機関数145,630機関のうち、141,754機関が調査完了)と比較すると、97.3%から98.3%へと増加している。</p> <p>文部科学省としては、学校施設等のアスベスト対策について、対策状況等のフォローアップ調査を継続して実施するなど、今後とも安全対策に万全を期していく。</p>

勧告要旨	関係省が講じた改善措置状況
	<p>(厚生労働省－病院関係)</p> <p>→①② 全国厚生労働関係部局長会議（平成20年1月16日開催）において、勧告要旨を配布し勧告の内容を都道府県担当部局長に周知するとともに、管下の病院管理者への周知及び勧告を踏まえた対応についての指導を要請。</p> <p>また、全国医政関係主管課長会議（平成20年2月25日開催）において、勧告事例等を配布し具体的な勧告内容や対処方法について都道府県担当課長へ周知するとともに、管下の病院管理者への周知、指導や今後の病院におけるアスベスト対策の徹底を要請。</p> <p>さらに、「病院における吹付けアスベスト（石綿）対策の徹底及び使用実態調査の実施について」（平成20年5月1日付け医政発第0501015号厚生労働省医政局長通知）により、1）アスベスト使用の有無についての確認の徹底、2）エレベーターの昇降路に係る実態把握の必要性について、管下の病院管理者に対し周知・指導するとともに、引き続き病院におけるアスベスト対策の徹底について万全を期すよう都道府県知事に対し要請。</p> <p>⇒①② 病院における吹付けアスベスト（石綿）等の使用実態の把握の徹底については、「病院における吹付けアスベスト（石綿）等使用実態調査に係るフォローアップ調査について」（平成20年10月22日付け医政発第1022002号厚生労働省医政局長通知）に基づき、エレベーターの昇降路等のアスベスト（石綿）等の使用実態も含め、調査を実施し、引き続き病院におけるアスベスト対策を講ずるよう都道府県知事に対し要請したところ。</p> <p>その結果、調査対象の7,553病院のうち、アスベスト使用の有無が判明したと回答した病院数は7,135病院（94.5%）（平成20年11月時点）と前回調査の6,328病院（83.7%）（平成20年6月時点）から10.8ポイント増加しており、病院における吹付けアスベスト（石</p>

勧告要旨	関係省が講じた改善措置状況
	<p>綿)等使用の有無に係る実態把握は進展している。</p> <p>また、全国厚生労働関係部局長会議(平成21年1月20日開催)において、前回調査に基づく結果を都道府県担当部局長に周知するとともに、管下の病院管理者への周知及び調査結果を踏まえた対応についての指導を要請した。</p> <p>さらに、全国医政関係主管課長会議(平成21年3月5日開催)において、前回調査に基づく結果について都道府県担当課長へ周知するとともに、管下の病院管理者への周知、指導や今後の病院におけるアスベスト対策の徹底を要請した。</p> <p>(厚生労働省-社会福祉施設等関係)</p> <p>→①② 「社会福祉施設等におけるアスベスト(石綿)対策の徹底について」(平成20年5月9日雇児発第0509001号、社援発第0509001号、障発第0509001号、老発第0509001号雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、社会・援護局障害保健福祉部長、老健局長通知)を都道府県等宛に発出し、勧告内容と勧告に対する対応方針を示し、管内の社会福祉施設等への周知を依頼。</p> <p>⇒①② 「社会福祉施設等における吹付けアスベスト(石綿)等使用実態調査のフォローアップ調査について」(平成20年10月22日付け雇児発第1022001号、社援発第1022003号、障発第1022001号、老発第1022001号雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、社会・援護局障害保健福祉部長、老健局長通知)に基づき、社会福祉施設等に対するアスベスト使用実態調査のフォローアップを実施したところ、調査対象の102,387施設のうち、アスベストの使用の有無が判明した施設数は96,641施設(94.4%)(平成21年3月31日時点)と、前回調査(調査対象102,133施設のうち82,579施設(80.9%)(平成20年6月30日時点))から増加しており、社会福祉施設等</p>

勧告要旨	関係省が講じた改善措置状況
	<p>における吹付アスベスト（石綿）等使用の有無に係る実態把握は進展している。</p> <p>この結果を踏まえ、「社会福祉施設等における吹付けアスベスト（石綿）等使用実態調査のフォローアップ調査結果の公表等について」（平成21年10月9日付け雇児発1009第3号、社援発1009第5号、障発1009第2号、老発1009第1号雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、社会・援護局障害保健福祉部長、老健局長通知。以下「結果公表等通知」という。）を都道府県等宛に発出し、アスベスト対策について、引き続き万全を期されるよう依頼するとともに、「未措置状態にある施設」「未回答の施設」「分析依頼中の施設」については「追加フォローアップ調査」を行うこととし、本年3月5日までに提出を依頼している。</p> <p>また、全国厚生労働関係部局長会議（平成22年1月14日開催）及び社会・援護関係主管課長会議（平成22年3月2日開催）において、アスベスト調査に回答していない未回答施設等が所在する都道府県等に対して、改めて調査の必要性等を説明するとともに、「ばく露のおそれのある場所」の保有状況を明らかにした上で、状況に応じて適切に対応するよう指導すること等を依頼した。</p> <p>（国土交通省－民間建築物関係）</p> <p>→①② 都道府県建築行政担当者会議（平成19年12月19日開催）において、勧告の内容等を都道府県担当者に周知するとともに、「民間建築物における吹付けアスベストの飛散防止対策等の徹底について」（平成19年12月28日付け国都まち第76号、国住備第85号、国住指第3517号、国住街第210号国土交通省都市・地域整備局まちづくり推進課長、住宅局住宅総合整備課長、建築指導課長、市街地建築課長連名通知）により、i) アスベスト使用の有無についての確認を建築物の所有者等に徹底するこ</p>

勧告要旨	関係省が講じた改善措置状況
	<p>と、ii) エレベーターの昇降路等に係る実態を把握することを都道府県等に対し要請。</p> <p>また、「建築物防災週間における防災対策の推進について」（平成20年2月15日付け国住防第8号国土交通省住宅局長通知）により、アスベスト対策の徹底を都道府県等に対し要請。</p> <p>さらに、建築物の所有者等に対する周知の一助となるよう、パンフレット「建築物のアスベスト対策」を2万部作成し、平成20年4月25日に公表するとともに、都道府県等に配布。</p> <p>⇒①②平成20年10月7日付け回答により措置済みである。</p> <p>なお、民間建築物における吹付けアスベストの使用実態については、建築物防災週間の一環として年2回フォローアップを行っているが、平成19年12月28日付け及び平成20年2月15日付け通知の発出により、アスベストの使用の有無が判明した旨所有者等から報告のあった建築物が、平成19年9月14日時点で214,050棟、平成20年3月14日時点で218,349棟だったものが、平成20年9月16日時点で227,534棟、平成21年3月16日時点で228,620棟、平成21年9月16日時点で229,959棟に増加するなど、所有者等による確認が進んだ。</p> <p>今後も、建築物防災週間の一環として年2回（概ね3月と9月）にフォローアップを行っていく予定である。</p> <p>（国土交通省一国の建築物関係）</p> <p>→② 国家機関の建築物等への対応として、各省各庁に対し、平成20年2月20日付け国営保第34号「国家機関の建築物等におけるアスベスト含有建材の分析調査等の徹底について」において、エレベーターの昇降路等の建築設備にもアスベストが使用されている可能性があることから、使用実態把握の充実にあたり、これら部位にも留意し、建築物全体の確認に十分努めるよう依頼。</p>

勧告要旨	関係省が講じた改善措置状況
	<p>⇒② 平成20年4月24日付け国営保第6号「国家機関の建築物等における吹付けアスベスト等の使用実態に関する調査について（依頼）」により、エレベーターの昇降路内も含めたアスベストの使用実態の調査を行い、平成20年8月27日付け国営保第17号「国家機関の建築物等における吹付けアスベスト等の使用実態及び施設の適正な保全の実施について」において、調査結果を各省各庁に通知するとともに、飛散防止に係る措置を講じるよう指導した。</p> <p>また、そのフォローアップ調査（平成21年3月31日時点）を行い、平成21年7月15日付け国営保第8号「国家機関の建築物等における吹付けアスベスト等の未対策施設における早急な対策並びに使用状況が不明な施設における速やかな調査の実施について」において、未対策の施設について飛散防止に係る対策を早急に講じるよう再度指導した。</p> <p>調査結果からはアスベスト等の使用が確認できていない建築物等の棟数が5,138棟から923棟に、未対策の建築物等の棟数が137棟から113棟に減少するなど、一定の進捗がはかられていることが確認された。</p> <p>今後とも、各機関に対し、除去等の対策の実施、吹付けアスベスト等の有無の把握等、必要な措置を適切に講ずるよう、保全指導及び情報提供を行う予定。</p>

勧告要旨	関係省が講じた改善措置状況
<p>2 ばく露防止対策等の適切な実施</p> <p>(1) ばく露防止対策の実施状況</p> <p>国土交通省は、設計図書、使用実態調査等により吹付けアスベスト等の使用が判明したもの及び今後把握されたものについて、所有者等において、その状態等に応じた適切な除去等の措置が速やかに行われるよう、次の措置を講ずる必要がある。</p> <p>① 除去等の措置の必要性を判断するには、アスベスト粉じん濃度の測定結果のみではなく、劣化状態、使用頻度等を勘案して、総合的に診断することが必要であることを都道府県等を通じて建築物の所有者等に周知すること。</p> <p>また、建築物室内のアスベスト濃度に関する調査を引き続き実施すること。</p> <p>(説明)</p> <p>○ 事業者等は、石綿障害予防規則（平成17年厚生労働省令第21号）第10条に基づき、労働者がアスベストの損傷、劣化等により飛散・ばく露の恐れがあるときは、除去等の措置を講ずることが必要。関係各省では、使用実態調査において、都道府県等又は建築物の所有者等に対して、アスベストの使用が確認された建築物でアスベストが劣化し飛散・ばく露のおそれがあるものについては、除去等の措置を講ずるよう要請。</p> <p>○ 当省が調査した389施設のうち、アスベストを含有する吹付け材が使用されておりアスベストの劣化等により飛散・ばく露のおそれがあるとみられる施設は36施設。そのうち、15施設では、使用箇所の封じ込めや閉鎖等のばく露防止対策が未実施。</p> <p>これは、建築物の所有者等が、除去等の工事の要否については、アスベストの劣化状態、アスベスト粉じん濃度、使用頻度等を勘案して総合的に</p>	<p>(国土交通省)</p> <p>→① 都道府県建築行政担当者会議（平成19年12月19日開催）において、勧告の内容等を都道府県担当者に周知するとともに、「民間建築物における吹付けアスベストの飛散防止対策等の徹底について」（平成19年12月28日付け国都まち第76号、国住備第85号、国住指第3517号、国住街第210号国土交通省都市・地域整備局まちづくり推進課長、住宅局住宅総合整備課長、建築指導課長、市街地建築課長連名通知）により、(財)日本建築センター「改訂 既存建築物の吹付けアスベスト粉じん飛散防止処理技術指針・同解説2006」を参考とし、除去等の措置の必要性の判断に当たっての留意事項を建築物の所有者等に周知することを都道府県等に対し要請。</p> <p>また、建築物室内のアスベスト濃度に関する調査を実施すべく、平成20年度予算において所要の調査費を計上し、調査主体の公募手続に入る予定。</p> <p>⇒① 平成20年10月7日付け回答により措置済みである。</p> <p>また、建築物室内のアスベスト濃度については、平成20年度建築基準整備促進事業における「アスベスト対策に資する検討」において、事務所ビルの各種室内（執務室（6サンプル）・機械室（4サンプル）・ボイラー室（2サンプル）・DS（3サンプル）・EPS（2サンプル）・車庫（6サンプル）等）及び共同住宅等の居室内（3サンプル）で調査したところ、アスベスト繊維濃度に関してはいずれも定量下限値（定量的に測定できる下限値）以下であった。平成21年度予算においても所要の調査費を計上し、引き続き調査を継続していく。</p>

勧告要旨	関係省が講じた改善措置状況
<p>判断することが必要なことを十分理解していないこと等が原因。</p> <p>○ 空気中におけるアスベスト粉じん濃度の基準については、大気汚染防止法施行規則（昭和46年厚生省・通商産業省令第1号）第16条の2によりアスベスト工場等の敷地境界基準（10本/ℓ）が定められているものの、一般の室内環境基準については未設定。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>② アスベスト改修型優良建築物等整備事業に係る補助制度の都道府県及び市町村における創設状況を引き続き把握し、アスベスト除去等の促進に効果を挙げている例を収集し、都道府県等に対して情報提供するなどにより、同制度の創設を都道府県等に働きかけること。</p> </div> <p>（説明）</p> <p>○ 国土交通省は、平成18年2月、多数の者が利用する建築物のアスベスト除去等を推進することを目的として、アスベスト改修型優良建築物等整備事業に係る補助制度を創設。同事業は、地方公共団体が民間事業者等に対して、アスベスト含有の有無についての調査及びアスベスト除去等に要する費用を補助する場合、国が地方公共団体に対して、費用の1/3を補助するもの。</p> <p>○ 同事業は、地方公共団体に対する国の間接補助であるため、都道府県又は市町村が同事業に基づく補助制度を創設することが前提。しかし、地方公共団体における創設状況をみると、平成19年9月現在、47都道府県のうち創設済みが18都道府県（38%）、17政令市のうち創設済みが13政令市（76%）、1,813市町村のうち創設済みが122市町村（7%）にとどまっている。</p>	<p>（国土交通省）</p> <p>→② 都道府県建築行政担当者会議（平成19年12月19日開催）において、勧告の内容等を都道府県担当者に周知するとともに、「民間建築物における吹付けアスベストの飛散防止対策等の徹底について」（平成19年12月28日付け国都まち第76号、国住備第85号、国住指第3517号、国住街第210号国土交通省都市・地域整備局まちづくり推進課長、住宅局住宅総合整備課長、建築指導課長、市街地建築課長連名通知）により、優良建築物等整備事業（アスベスト改修型）等をより一層活用することを都道府県等に対し要請。</p> <p>また、建築物の所有者等に対する周知の一助となるよう、アスベスト改修型優良建築物等整備事業の補助制度の紹介を含むパンフレット「建築物のアスベスト対策」を2万部作成し、平成20年4月25日に公表するとともに、都道府県等に配布。</p> <p>さらに、平成20年4月1日付けで市街地再開発事業等補助要領を改正し、優良建築物等整備事業（アスベスト改修型）における補助金交付申請手続について、物件数と概算額を示した地方公共団体の計画をもって包括的に交付申請・交付決定し、額の確定時に物件ごとの内容を確認するよう手続きの合理化を実施。</p> <p>加えて、平成19年12月14日付け国土交通省住宅局建築指導課建築物防災対策室課長補佐、市街地建築課課長補佐連名事務連絡によりアスベスト対策に係る行政による是正指導等の状況及び補助制度活用の状</p>

勧告要旨	関係省が講じた改善措置状況
	<p>況調査を実施し、都道府県、市町村における補助制度の創設状況を把握するとともに、当該調査の結果を踏まえて、「民間建築物における吹付けアスベストの飛散防止対策等の徹底について」（平成20年6月9日付け建築物防災対策室課長補佐、市街地建築課課長補佐連名事務連絡）により、アスベスト除去等の促進に効果を挙げている事例について都道府県等に対して情報提供を実施。</p> <p>こうした地方公共団体への要請等により、地方公共団体における補助制度の創設状況は、平成20年4月1日見込みで都道府県18団体（平成19年9月時点18団体）、政令指定都市15団体（同13団体）、市区町村150団体（同122団体）、計183団体（同153団体）。</p> <p>⇒② 平成20年10月7日付け回答により措置済みである。</p> <p>なお、地方公共団体における補助制度の創設状況は、平成21年4月1日見込みで都道府県18団体（平成20年4月時点18団体）、政令指定都市16団体（同15団体）、市区町村165団体（同150団体）、計199団体（同183団体）となっている。</p> <p>このため、都道府県建築行政担当者会議（平成21年8月25日開催）等において、改めて補助制度の創設を働きかけているところ。</p> <p>なお、平成20年度一次補正予算において、アスベスト含有調査等に係る補助率の引き上げ（1/3から定額補助）、対象建築物の拡充（用途条件の撤廃）を行うとともに、平成21年度予算において、アスベスト除去等に係る対象建築物の拡充（用途条件の撤廃）を行ったところ。</p>

勧告要旨	関係省が講じた改善措置状況
<p>(2) 吹付けアスベスト等の管理状況</p> <p>総務省、厚生労働省及び国土交通省は、相互に連携して、設計図書、使用実態調査等により吹付けアスベスト等の使用が判明したもの及び今後把握されたものについて、所有者等において、その適切な管理が図られるよう、次の措置を講ずる必要がある。</p> <p>① 総務省及び国土交通省は、定期的観察の必要性について、都道府県等を通じて建築物の所有者等に周知するとともにその具体的な実施方法を提示すること。</p> <p>② 厚生労働省及び国土交通省は、使用実態調査結果等の所有者等における保存の必要性について、都道府県等を通じて建築物の所有者等に周知すること。</p> <p>(説明)</p> <p>○ 国土交通省(国の建築物関係)、文部科学省及び厚生労働省は、国の建築物調査、学校施設等調査、病院調査及び社会福祉施設等調査の実施に当たって、各府省や都道府県等に対して、建築物に使用されている吹付けアスベスト等の状態が安定し、当面、飛散・ばく露のおそれがなく、除去等の措置を実施する必要がない場合であっても、将来劣化するおそれがあるため、その状態を定期的に観察するよう要請(国の建築物調査では、露出している部分について3か月に1回程度目視等による点検を実施するなどを例示)。総務省、国土交通省(民間建築物関係)は、地方公共団体施設及び民間建築物調査において、都道府県等に対し定期的観察の実施について指示はなし。</p> <p>○ 当省が調査した地方公共団体施設調査及び民間建築物調査の対象となった164施設のうち、アスベストが含有されている可能性がある吹付け材が使用され、未だ除去等の措置を実施していないものが72施設。このうち、当</p>	<p>(総務省)</p> <p>→① 「アスベスト対策について(依頼)」(平成20年1月22日付け自治行政局自治政策課長事務連絡)で、各地方公共団体あてに吹付けアスベストの定期的観察を引き続き実施することを依頼するとともに、同日に行われた全国都道府県財政課長・市町村担当課長合同会議において、その周知を実施。</p> <p>⇒① 「「アスベストの除去状況及び今後の使用実態調査の予定に関する調査」の結果の送付について」(平成21年6月29日付け地域力創造グループ地域政策課長事務連絡)で、ばく露のおそれのある場合は速やかに除去又は封じ込め等必要な処理を行うこと、また、調査予定箇所でアスベストの使用が確認された場合には必要な措置を講じることを、各地方公共団体に対し引き続き要請している。</p> <p>(国土交通省)</p> <p>→①② 都道府県建築行政担当者会議(平成19年12月19日開催)において、勧告の内容等を都道府県担当者に周知するとともに、「民間建築物における吹付けアスベストの飛散防止対策等の徹底について」(平成19年12月28日付け国都まち第76号、国住備第85号、国住指第3517号、国住街第210号国土交通省都市・地域整備局まちづくり推進課長、住宅局住宅総合整備課長、建築指導課長、市街地建築課長連名通知)により、i) 建築基準法に基づく定期報告制度を活用し、建築物の所有者等に対し吹付けアスベストの状況等について定期的に観察すること、ii) 実態調査結果を保存することを建築物の所有者等に周知するよう都道府県等に対し要請。</p> <p>⇒①② 平成20年10月7日付け回答により措置済みである。</p> <p>なお、露出してアスベストの吹付けがされている建築物のうち、除去、封じ込め等の処理、立入禁止措置などにより暴露のおそれなくなった</p>

勧告要旨	関係省が講じた改善措置状況
<p>面飛散・ばく露のおそれがないとみられる51施設のうち定期的観察を実施していないものが4施設あり。</p> <p>○ 国土交通省（国の建築物関係）及び文部科学省は、国の建築物調査及び学校施設等調査の実施に当たって、各府省や都道府県等に対して、使用実態調査結果等については、建築物の改修・解体工事を実施する際に有用であることから、建築物の所有者等に適切な保存を指導するよう要請。総務省、厚生労働省及び国土交通省（民間建築物関係）は、地方公共団体施設調査、病院調査、社会福祉施設等調査及び民間建築物調査において、都道府県等に対し、建築物の所有者等に使用実態調査結果等の適切な保存を指導するよう要請はなし。</p> <p>○ 当省が地方公共団体施設調査、病院調査、社会福祉施設等調査及び民間建築物調査の対象となった254施設について、使用実態調査結果等の保存状況を調査した結果、病院、社会福祉施設等及び民間建築物において12施設で使用実態調査結果等を未保存。</p>	<p>ものは、平成20年3月14日時点で8,006棟だったものが、平成21年9月16日時点で10,131棟となっており、露出してアスベストの吹付けがされている建築物に占める割合はそれぞれ54.0%から62.5%と8.5ポイント増加している。</p> <p>（厚生労働省一病院関係）</p> <p>→② 全国厚生労働関係部局長会議（平成20年1月16日開催）において、勧告要旨を配布し勧告の内容を都道府県担当部局長に周知するとともに、管下の病院管理者への周知及び勧告を踏まえた対応についての指導を要請。</p> <p>また、全国医政関係主管課長会議（平成20年2月25日開催）において、勧告事例等を配布し具体的な勧告内容や対処方法について都道府県担当課長へ周知するとともに、管下の病院管理者への周知、指導や今後の病院におけるアスベスト対策の徹底を要請。</p> <p>さらに、「病院における吹付けアスベスト（石綿）対策の徹底及び使用実態調査の実施について」（平成20年5月1日付け医政発第0501015号厚生労働省医政局長通知）により、使用実態調査結果、設計図書及び工事記録等アスベスト関連書類の適切な保存について、管下の病院管理者に対し周知・指導するとともに、引き続き病院におけるアスベスト対策の徹底について万全を期すよう都道府県知事に対し要請。</p> <p>⇒② 全国厚生労働関係部局長会議（平成21年1月20日開催）において、都道府県担当部局長に対し、管下の病院管理者へのアスベスト関連書類の適切な保存を含むアスベスト対策の徹底について要請した。</p> <p>また、全国医政関係主管課長会議（平成21年3月5日開催）において、都道府県担当課長に対し、管下の病院管理者へのアスベスト関連書類の適切な保存を含むアスベスト対策の徹底について要請し</p>

勧告要旨	関係省が講じた改善措置状況
	<p>た。</p> <p>(厚生労働省－社会福祉施設等関係)</p> <p>→② 社会福祉施設等におけるアスベスト(石綿)対策の徹底について」(平成20年5月9日付け雇児発第0509001号、社援発第0509001号、障発第0509001号、老発第0509001号雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、社会・援護局障害保健福祉部長、老健局長通知)を都道府県等宛に発出し、勧告内容と勧告に対する対応方針を示し、管内の社会福祉施設等への周知を依頼。</p> <p>⇒② 「社会福祉施設等における吹付けアスベスト(石綿)等使用実態調査」(平成20年5月9日付け雇児発第0509002号、社援発第0509002号、障発第0509002号、老発第0509002号雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、社会・援護局障害保健福祉部長、老健局長通知)及び結果公表等通知を都道府県等宛に発出し、アスベスト調査結果等については各施設において適切に保管するよう依頼するとともに、全国厚生労働関係部局長会議及び社会・援護関係主管課長会議においても、調査未回答の施設等に対して、改めて調査の必要性等を説明するとともに、調査実施に係る必要な指導等を行うなど、引き続き適切に対応するよう依頼した。</p>

勧告要旨	関係省が講じた改善措置状況
<p data-bbox="168 172 723 204">3 届出情報および使用実態調査結果の活用</p> <div data-bbox="168 212 1115 502" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p data-bbox="190 225 1104 352">厚生労働省及び国土交通省は、アスベスト使用建築物のばく露防止措置の徹底を図る観点から、アスベスト使用建築物に係る情報を的確に把握するため、次の措置を講ずる必要がある。</p> <p data-bbox="190 368 1104 496">① 厚生労働省は、都道府県労働局に対し、建設リサイクル法に基づくアスベスト使用建築物の解体作業に関する届出情報の入手を徹底させること。</p> </div> <p data-bbox="168 512 259 544">(説明)</p> <p data-bbox="168 560 1115 831">○ 厚生労働省は、平成17年7月、都道府県労働局に対して、アスベストのばく露防止措置の履行確保を的確に行うためには、労働安全衛生法に基づく作業届等の対象となる作業現場を確実に把握することが不可欠であることから、建築物の解体時に建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号。以下「建設リサイクル法」という。)等に基づく届出が行われる都道府県等との連携を密にするよう指示。</p> <p data-bbox="168 895 1115 975">○ 当省が8労働局16労働基準監督署を調査した結果、5労働局10労働基準監督署では、都道府県等から建設リサイクル法に基づく届出情報を未入手。</p>	<p data-bbox="1146 172 1328 204">(厚生労働省)</p> <p data-bbox="1146 220 2087 448">→① 「関係行政機関との連携等による石綿ばく露防止対策の一層の推進について」(平成20年2月12日付け基発第0212009号労働基準局長通知)により、都道府県労働局長に対し、建設リサイクル法に基づく届出情報の入手について、その徹底を図るよう指示。また、本件に関し、平成20年2月21日に開催された全国安全衛生主務課長会議において指示。</p> <p data-bbox="1146 464 2087 639">⇒① 建設リサイクル法に基づく届出情報の入手の徹底については、平成21年2月18日及び平成22年2月19日に開催された全国安全衛生主務課長会議において都道府県労働局に対し、再度徹底を図るよう指示を行ったところである。</p> <p data-bbox="1205 655 2087 831">当該指示、「関係行政機関との連携等による石綿ばく露防止対策の一層の推進について」(平成20年2月12日付け基発第0212009号労働基準局長通知)等を受け、都道府県労働局においては、届出情報の入手について引き続き取り組んでいるところである。</p> <p data-bbox="1205 847 2087 975">具体的には、建設リサイクル法に基づく届出情報を地方公共団体から所轄の労働基準監督署に速報する仕組みを整備し、以下の取組を行っている。</p> <p data-bbox="1146 991 2087 1118">(ア) 地方公共団体から提供された情報と事業場から労働基準監督署に提出された計画届等の情報とを突合し、把握した未届工事等に対して機を逸することなく個別指導等の実施。</p> <p data-bbox="1146 1134 2087 1310">(イ) 労働衛生コンサルタントの資格を有する石綿障害防止総合相談員が、地方公共団体から得た石綿に係る工事の情報を基に、当該工事の施工業者に対し、工事内容、建材の種類のほか、届出の状況等を確認し、必要な情報の把握と指導の実施。</p>

勧告要旨	関係省が講じた改善措置状況
<div data-bbox="174 213 1115 379" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>② 国土交通省は、都道府県等に対し、都道府県労働局から民間建築物調査の結果について提供依頼があった場合には、その提供について協力するよう改めて要請すること。</p> </div> <p>(説明)</p> <p>○ 国土交通省は、平成17年8月、都道府県等に対し、民間建築物の使用実態調査結果について、都道府県労働局とも情報の共有を図るなど連携に努めるよう要請。また、厚生労働省は、都道府県労働局に対し、都道府県と連携して民間建築物超の情報を入手し、ばく露防止措置が十分でない事業者に対して監督指導等を実施するよう指示。</p> <p>○ 当省が8労働局を調査した結果、1労働局では、都道府県等から民間建築物調査の結果を未入手。当該都道府県等が労働局に対する調査結果の提供に協力していないことが原因。</p> <p>4 廃石綿等の排出事業者に対する立入検査の適切な実施等</p> <div data-bbox="174 963 1115 1219" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>環境省は、廃石綿等の適正な処理の推進を図る観点から、次の措置を講ずる必要がある。</p> <p>① 廃棄物処理法等の改正によって規制が強化された事項を盛り込んだ立入検査表の案を作成し都道府県等に提示するなどにより、都道府県等に対し、実効性のある立入検査を行うよう要請すること。</p> </div> <p>(説明)</p> <p>○ アスベストを含む廃棄物のうち、廃石綿及び石綿が含まれ、若しくは付着している産業廃棄物で、飛散するおそれがあるもの（以下「廃石綿等」という。）は、一般の廃棄物と比べ特別の管理が必要。このため、平成3年10月、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃</p>	<p>(国土交通省)</p> <p>→② 都道府県建築行政担当者会議（平成19年12月19日開催）において、勧告の内容等を都道府県担当者に周知するとともに、「民間建築物における吹付けアスベストの飛散防止対策等の徹底について」（平成19年12月28日付け国都まち第76号、国住備第85号、国住指第3517号、国住街第210号国土交通省都市・地域整備局まちづくり推進課長、住宅局住宅総合整備課長、建築指導課長、市街地建築課長連名通知）により、都道府県労働局から実態調査結果について情報提供依頼があった場合は協力するよう都道府県等に対し要請。</p> <p>⇒② 平成20年10月7日付け回答により措置済みである。</p> <p>(環境省)</p> <p>→① 「産業廃棄物に関わる立入検査及び指導の強化について（通知）」（平成20年5月16日付け環廃産発第080516001号産業廃棄物課長通知）（以下「立入検査通知」という。）を発出し、廃棄物処理法における規制強化事項を盛り込んだ立入検査票を提示するとともに、実効性のある立入検査を行う上での留意事項等を都道府県及び政令市（以下「都道府県等」という。）に対し周知。</p> <p>⇒① 平成21年6月26日に開催した「全国廃棄物・リサイクル行政主管課長会議」（以下「課長会議」という。）において、立入検査通知に基づき効率的かつ公正な立入検査を実施し、事業者等に対する適正な指導に努めるよう要請した。</p>

勧告要旨	関係省が講じた改善措置状況										
<p>棄物処理法」という。)の改正により、廃石綿等を「特別管理産業廃棄物」に指定し、廃石綿等の排出事業者に次のような措置を義務づけ。</p> <table border="1" data-bbox="206 311 1093 758"> <thead> <tr> <th data-bbox="206 311 432 362">事項</th> <th data-bbox="432 311 1093 362">措置内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="206 362 432 464">事業場の管理体制</td> <td data-bbox="432 362 1093 464">特別管理産業廃棄物管理責任者の設置</td> </tr> <tr> <td data-bbox="206 464 432 566">帳簿の備付け</td> <td data-bbox="432 464 1093 566">廃石綿等の処理に係る帳簿の備付け（処理委託年月日、受託者の氏名・住所・許可番号、委託量等を記載）</td> </tr> <tr> <td data-bbox="206 566 432 668">事前の文書通知</td> <td data-bbox="432 566 1093 668">廃石綿等の処理を委託しようとする者に対し、その種類、数量、形状等を事前に文書にて通知</td> </tr> <tr> <td data-bbox="206 668 432 758">廃石綿等の飛散防止</td> <td data-bbox="432 668 1093 758">廃石綿等が運搬されるまでの間、耐水性の材料で二重梱包し保管するなど飛散防止措置が必要</td> </tr> </tbody> </table> <p>○ 環境省は、平成2年10月、都道府県等に対し、産業廃棄物に対する立入検査時の検査項目を盛り込んだ立入検査表案を提示し、立入検査表の作成と同表に基づいた検査の実施を要請。一方、上記の廃石綿等の排出事業者について規制が強化された事項を立入検査表案に盛り込み、再度、都道府県等に提示するなどの措置は未実施。</p> <p>○ 当省が17県市における廃石綿等の排出事業者及び処理業者に対する立入検査表の作成状況を調査した結果、3県市で未作成。また、作成していた14県市のうち13県市においては、上記の規制が強化された事項の全て又はいずれかの項目が欠落している状況。</p>	事項	措置内容	事業場の管理体制	特別管理産業廃棄物管理責任者の設置	帳簿の備付け	廃石綿等の処理に係る帳簿の備付け（処理委託年月日、受託者の氏名・住所・許可番号、委託量等を記載）	事前の文書通知	廃石綿等の処理を委託しようとする者に対し、その種類、数量、形状等を事前に文書にて通知	廃石綿等の飛散防止	廃石綿等が運搬されるまでの間、耐水性の材料で二重梱包し保管するなど飛散防止措置が必要	
事項	措置内容										
事業場の管理体制	特別管理産業廃棄物管理責任者の設置										
帳簿の備付け	廃石綿等の処理に係る帳簿の備付け（処理委託年月日、受託者の氏名・住所・許可番号、委託量等を記載）										
事前の文書通知	廃石綿等の処理を委託しようとする者に対し、その種類、数量、形状等を事前に文書にて通知										
廃石綿等の飛散防止	廃石綿等が運搬されるまでの間、耐水性の材料で二重梱包し保管するなど飛散防止措置が必要										

勧告要旨	関係省が講じた改善措置状況
<div data-bbox="170 261 1115 381" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>② 廃石綿等の排出事業者に対する廃棄物処理法等の遵守事項の周知の徹底について、都道府県等に対して必要な助言を行うこと。</p> </div> <p>(説明)</p> <p>○ 環境省は、平成17年7月、都道府県等に対し、廃石綿等の排出事業者及び処理業者に対して重点的に立入検査を行うこと等により、廃棄物の適正処理が確保されるよう指導の強化等に努めるよう要請。</p> <p>○ 当省が17県市における38の廃石綿等の排出事業者について、廃棄物処理法等上記の規制が強化された事項の遵守状況を調査した結果、帳簿が未整備のもの6事業者、処理委託業者に対し事前の文書通知を行っていないもの6事業者あり。</p>	<p>(環境省)</p> <p>→② 平成19年12月27日付け事務連絡にて、勧告の内容を都道府県等に周知した。また、平成20年1月21日に開催した「全国都道府県及び政令指定都市等環境担当部局長会議」において、勧告の内容を再度周知し、勧告の趣旨を踏まえ、石綿廃棄物対策に万全を期すよう依頼。</p> <p>さらに、立入検査通知において、都道府県等に対し、廃石綿等及び石綿含有廃棄物の分別、保管、収集、運搬、処分等を廃棄物処理法に沿って適正に行うために必要な具体的遵守事項を取りまとめた「石綿含有廃棄物等処理マニュアル」に則し、排出事業者に指導等を徹底するよう依頼。</p> <p>今後必要に応じ、都道府県等に対して技術的な助言を図っていく所存。</p> <p>⇒② 課長会議において、「石綿含有廃棄物等処理マニュアル」に即し、石綿含有廃棄物等の適正な処理に向け指導の徹底を図るよう依頼した。</p> <p>廃石綿等の排出事業者に対する廃棄物処理法等の遵守事項の周知の徹底については、今後とも、必要に応じ、都道府県等に対する技術的助言を行っていく。</p>